

○安中市市営自転車等駐輪場条例

平成18年3月18日

安中市条例第185号

改正 平成24年3月22日条例第14号

平成25年9月18日条例第32号

平成28年3月18日条例第25号

(設置)

第1条 自転車等(第3条に規定する自転車等をいう。)の利用者の利便に資するとともに、自転車等の秩序ある適正な駐車を促進し、もって良好な生活環境の確保及び道路交通の円滑化を図るため、安中市市営自転車等駐輪場(以下「駐輪場」という。)を次のとおり設置する。

(平25条例32・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 駐輪場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(駐車できる自転車等)

第3条 駐輪場に駐車できる自転車等は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車とする。

(供用の休止)

第4条 市長は、駐輪場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐輪場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、駐輪場の収容能力を超えるとき、その他駐輪場の管理上支障があるとき、駐輪場の利用者(以下「利用者」という。)に対し、その利用を制限することができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げる等の他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (2) 駐輪場内で火気を使用しないこと。
- (3) 自転車等の駐車は、連続して7日以内とすること。
- (4) その他公の秩序、善良な風俗を害すると認められる行為をしないこと。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者は、駐輪場の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 駐輪場内において生じた利用者の損害は、他の法令に定めがある場合を除き、市は、その責めを負わない。

(管理上支障のある自転車等の整理及び措置)

第8条 市長は、駐輪場において自転車等が継続して置かれていることにより、駐輪場の適正な利用に支障が生じていると認められるときは、当該自転車等の利用者に対し、規則で定めるところにより、注意及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項における警告を行ったにもかかわらず、当該自転車等が規則で定める期間まで継続して置かれているときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。

3 前項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の措置を講じたにもかかわらず、引取りのない自転車等については、市において処分する旨の告示をし、その後60日を経過したときは、当該自転車等を処分することができる。

(平25条例32・一部改正)

(管理の委託)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、駐輪場の管理を委託することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の安中市市営自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例（平成11年安中市条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 9 月18日条例第32号）

この条例は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月18日条例第25号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（平24条例14・平25条例32・平28条例25・一部改正）

名称	位置
安中駅第1駐輪場	安中市中宿字石合地内（安中駅西側）
安中駅第2駐輪場	安中市中宿字石合地内（安中駅北国道高架橋下西側）
安中駅第3駐輪場	安中市中宿字石合地内（安中駅北国道高架橋下東側）
磯部駅第1駐輪場	安中市磯部一丁目字中村地内（磯部駅東側）
磯部駅第2駐輪場	安中市磯部一丁目字赤木前地内（磯部駅西側）
磯部駅第3駐輪場	安中市磯部二丁目字荒神地内（磯部駅南側）